

除雪業務特記仕様書

G b"10° Û] i c 6x5 %4 0¿ 4Š b\$Í @ µ6õ b6x>& è W \$Í @*... \ 8 :>' @ \$Í @ M • < d / D
 & 1 ° î (Û % ' | ~ î (Û K S 344(7V7· L4(7V7· l g b) 75 F c S x » _ X 8 Z w @*..@4: G
 _ š / œ M • S u » l g 2 Û µ " _ 6õ M • Û] † & g M v b [6 •

1 除雪業務について

>&4:#Ý(V>'
 "">/² • Û] i c 7V7· » _ X 8 Z 4:#Ý M • v b \ M •
 >0 • Û] i _ u b ^ 8 ! 8 o _ X 8 Z c u œ d ! 13û Û] † & è W 13û Û] i \ 8 :>' "
 > /) ... 13û) ... b 0 d _ | • v b \ M •
 >1 w @*..c 0¿ 0£2(q _ > 8 Z " l _ u b ^ 8 ! 8 o _ X 8 Z c W 0 ° b ö = 8 @ _ | } ^ E € d ^
 } ^ 8 ^ > ö = 8 @ \ 0¿ 0£2(q _ % & 4 * @ 6 • œ c N N \ K Z 0¿ 0£2(q b 0 d _ ' : v b \
 K \$ 2 * O @ 6 • œ c % % i (_ & 1 † v \ u ^ E € d ^ } ^ 8
 ¥ • 4(2° 4(2°) T â Ý Ë 0] X >& Û ô 53 ° > 5 v >'
 ¥ • 0¿ µ " î 7V7· í 757· Á â » È µ j >& 1 B 16 ° 12 v >'
 ¥ • 4(2° 4(2° 757·) 0 t >& 1 B > 0 ° > 3 v >'

>& M + á ! 8 o >'
 "">0² w @*..c \$ -7F7· i † 7V A _ u • 7V7· È = _ | • œ († & - M • G \ † % † \ K Z
 8 K ^ E € d ^ } ^ 8 ^ > \$ -7F7· i _ > 8 Z b % † c % % i (b æ & g _ | • v b \ M •
 >& 7V7· È =>'

(¥ ° 3û 5 b ö =	7V 7· % †
">/'	1,000 Ž / ¥ è V	>034) z è V b œ (& - † N N \ K \$ - ^ 7F7· i è ¥ c - i ° 3û † & - M •
">0'	500 1,000 Ž / ¥ • 6	>034) z è V b œ (& - † N N \ M • @ " g # _ W Z > / 34) z œ ([... 4J d † 0¿ * (M •
">1'	500 Ž / ¥ • 6	> / 34) z œ ([° 0 [^ ... 4J d † 0¿ E • G \ † N N \ M •

>0 w @*..c 7V7· » b 4 / œ _ 6 S W Z c ó ² ? X Ç e ^ ° 3û † & - M • S u 4(2° † , ò ^ " g
 Â _ - X | :) T â K ^ E € d ^ } ^ 8
 >1 w @*..c » \$ 0 ^ 6 è Æ [b ! > 75 F b S u x t † " N + « µ b * († / œ ^ : ° 0 [@ 6 •
 œ c Â ô * († / œ 8 3ÿ x ? _ % % i (_ Q b * († Ì K æ & g † w E ^ E € d ^ } ^ 8
 >2 w @*..c 7V7· » _ > 8 Z » 6 è b 3û / œ 0 d D † / œ : ° 0 [@ 6 • œ c 3û / œ 0 d D † / œ :
 S _ % % i (\ 1 Ý K ^ E € d ^ } ^ 8
 >3 w @*..c 8 Æ ¼ 1 B l g 4(2° " g # _ X 8 Z Ó u } € S œ _ c % % i (_ Ì K ^ E €
 d ^ } ^ 8
 >4 w @*..c » 6 è l g ! S _ \$ Í @ * ... \ w @ * ... \ @ 1 Ý † / œ W S 7V7· ¼ b » @ • l € •
 6 è b 4(2° Û "" @ x (# Ý " @ ó ¼ _ X 8 Z ! S _ 8 V - 7 € \ ^ • à d b • q † / œ 8 ! > b 75 F
 _ X \ u ^ E € d ^ } ^ 8
 >5 w @*..c 7V7· µ " @ > 7 € ! > ¼ _ | ~ 7V7· 8 @ ¶ ^ 8 œ c 3ÿ x ? _ % % i (_ 4) !
 K æ & g † w E ^ E € d ^ } ^ 8
 >6 w @*..c 7V7· » b 4 / œ _ > 8 Z c M + á ° 3û L / œ * ... ¼ b ó ² _ (@ - K ^ E € d ^ }

緊急時の連絡体制

ブロック	工 区	受 託 者 名	会 社 連 絡 先	
			電 話 番 号	
			F A X 番 号	
			メー ル ア ド レ ス	

緊急時連絡電話番号 (平日)			
連絡順	氏 名	職 名	携 帯 電 話

緊急時連絡電話番号 (夜間・休日)			
連絡順	氏 名	職 名	携 帯 電 話

注) 1. 連絡順の第 1 番目は、情報員としてください。

2. 2 名以上登録してください。

様式 2

平成 年 月 日

大町建設事務所長 様

借受人 事業者の住所
氏 名 印
代理人 氏 名 印

借用 書
除雪機械 返納

〇〇業務に使用する 下記除雪機械を機能現況確認のうえ、
した 受領 しました。
返納

記

除 雪 機械名	形 式	機械番号	附 属 品			引渡しを 受けた場所	貸 付 期 間	備 考
			名称	規格	数量			

引渡し立会者
(建設事務所) 氏 名 印

(借 受 人) 氏 氏 印

<h1 style="margin: 0;">改 善 指 示 書</h1> <p style="margin: 10px 0 0 0;">(受注者) 様</p>	
業 務 名	:
ブ ロ ッ ク 名	:
工 区 名	:
<p>改善の内容</p> <p>(記入例)</p> <p>平成〇〇年〇月〇日及び平成〇〇年〇月〇日の降雪に伴う車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務について、「除雪業務特記仕様書」及び「除雪業務実施要領」に基づいた作業が実施されていなかったため監督日誌(若しくは協議書)で指導を行っているところですが、平成〇〇年〇月〇日の降雪時においても深夜から降り出した雪が出動基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想されたにもかかわらず、車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務を実施せず、通勤通学並びにバス等の通行に支障を来している状況を確認しました。</p> <p>については、直ちに「除雪業務特記仕様書」及び「除雪業務実施要領」に基づいた作業を行うよう改善処理するとともに、経過と再発防止策について文書で提出のこと。</p>	
改善の期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
<p>上記のとおり改善を指示します。 改善完了後は、施工協議書により報告してください。</p> <p>平成〇〇 (〇〇〇〇) 年〇〇月〇〇日</p> <p style="margin-left: 40px;">〇〇建設事務所 〇〇課</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: right;"> <p>総括監督員</p> <p>主任監督員</p> <p>監督員</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>印</p> <p>印</p> <p>印</p> </div> </div>	

作業区分と出動基準

作業区分	作業概要	出動基準
車	路面の新雪を路側へ排除する作業で、通行車両による積雪の散乱や硬い圧雪が形成される前の比較的高速作業をなす状態にある場合の作業をいう。	<p>①降雪量が基準に達し、さらに雪が降り続くことが予想されるとき。 ②降雪をそのまま放置しておく、凍結等により交通障害が予想されるとき。 ③その他監督員の指示によるとき。</p> <p>【基準】 重点区間 5～10cm 幹線道路の峠区間 市街地を中心とする交通量の多い幹線道路 一般区間 10～15cm 上記以外</p>
道	圧雪路面において、交通量の増大、気温の変化により、輻掘れした圧雪の不陸を切削し平滑化する作業をいう。	<p>①路面の残雪が多く、放置すると交通困難な状態となること予想されるとき。 ②気温の上昇にともない圧雪がゆるみだした場合。 ③その他監督員の指示によるとき。</p>
除	路面上に成長した圧雪または氷盤を除去、切削する作業をいう。	<p>①部分的な圧雪、氷雪盤が生じ、交通に支障をきたすと思われる場合。 ②気温の上昇や、通行車両の攪乱作用などにより、極端な不陸を生じ、交通障害をきたすと思われる場合。 ③その他監督員の指示によるとき。</p>
雪	路側に堆積された雪及び吹き溜まりを、所定の幅員の確保、次期除雪の堆雪スペースの確保のため、さらに路側に排除したり雪堤に積み上げる作業をいう。	<p>①雪堤が成長し、所定の幅員及び車線数の確保が困難となったとき。 ②雪堤が高くなり見通しが悪く、交通に支障をきたすと思われる場合。 ③次期除雪の堆雪スペースの確保が困難となること予想されるとき。 ④その他監督員の指示によるとき。</p>
歩道除雪	歩道上の新雪を通行者や自転車による散乱や硬い圧雪が形成される前に路側へ排除する作業をいう	<p>①降雪をそのまま放置しておく積雪・圧雪・凍結等により歩行障害が予想される場合で、監督員の指示によるとき。 ①気象状況、路面状況などから、凍結路面の発生が予想される場合で概ね下記のような場合。 ・路面が新雪出動基準に達しない場合で、圧雪が形成され路面凍結化するおそれがあるとき。 ・降雪や融雪により路面や圧雪表面が湿潤状態になり再凍結のおそれがあるとき。 ②凍結路面が発生し、車両の円滑な走行が困難となるおそれがあるとき。 ③その他監督員の指示によるとき。 ④散布量 予防散布 20g/m²程度 融解補助 30～40g/m²程度</p>
凍結防止剤 散布	路面及び路面上の雪の凍結防止、氷盤処理の際の補助のための凍結防止剤の散布、車両の滑り防止のための砂散布の作業をいう。	
雪道巡回	路面状況や気象状況等の把握のために行うパトロール作業をいう。	<p>①監督員の指示によるとき。</p>

出来形確認方法

工種	種別・細別	測定単位	測定方法	測定基準	摘要
一般除雪工	除雪ドーザー 除雪グレーダ 除雪トラック ロータリ除雪車 その他除雪専用車	時間 (10分)	記録紙、日報 写真 (作業開始終了時、 作業状況)	1回/日 "	記録紙はタコメーター、タスクメーター のものとする。
運搬排雪工	積込用機械 タンプトラック その他使用機械	時間 (10分)	記録紙、日報 写真 (作業開始終了時、 作業状況)	1回/日 "	GPSロガーやドライブレコーダー、ICカー ード装備車両は、監督員の指示による。
凍結防止工	凍結防止剤散布専用車 凍結防止剤散布装置搭載車	時間 (10分) 重量 (t)	記録紙、日報 写真 (作業開始終了時、 作業状況)	1回/日 "	
歩道除雪工	小型除雪車 ハンドローターリー	時間 (10分)	記録紙、日報 写真 (作業開始終了時、 作業状況)	1回/日 "	
雪道巡回工	パトロール車	回	日報 監督員の確認	1回/日	
待機補償		回	日報 監督員の確認	1回/日	

除雪業務実施要領

(目的)

この要領は、長野県建設部の発注機関の長（以下「発注者」という）が発注する車道除雪、歩道除雪及び凍結防止剤散布業務（以下「除雪業務」という）に必要な事項について定め、受注者が適正かつ安全に業務を履行するとともに、第三者への事故を防止することを目的とする。

1 共通事項

- 第1 除雪、散布機械については、常に安全に作業が行える状態を保つよう、日常管理を適切に行うとともに、除雪、散布作業にあたっては、第三者や作業従事者の安全確保、及び事故防止に努めること。
- 第2 除雪、散布作業は、運転者及び助手（または作業員）の2名で行うこと。除雪機械等が一人乗りの場合は、助手はライトバン等により先導し、除雪作業中の安全管理を行うこと。
- 第3 運転者は、法令で定められた免許所有者、または車両系建設機械運転技能講習修了証が必要な場合は、修了者に限ること。
- 第4 作業は、視界が確保できる状況で行うように努めること。また、霧や地吹雪等で周囲の視界確保が困難な場合は、作業を一時中断するなど、安全な状況での作業に努めること。
- 第5 深夜又は早朝の作業が多いため、除雪従事者は体調を整え、良好な状態で作業に当たるよう心掛けること。
- 第6 作業中は、第三者に対してはできるかぎり迷惑を及ぼさないよう注意すること。
- 第7 除雪機械及び散布機械の無理な使用は避けること。
- 第8 運転者及び助手は、作業終了後作業車の清掃、点検を行い、何時でも使用できるよう整備しておくこと。
- 第9 作業中に事故等が発生した場合には、直ちに応急処置を行うとともに、関係機関等へ速やかに連絡をすること。
- 第10 現場の状況により、特別な安全措置が必要な場合は、監督員と協議のうえ、必要な措置をとること。
- 第11 GPS ロガーやドライブレコーダー等を装着している作業車にあつては、確実に機器が作動していることを確認した上で作業に入ること。

2 除雪作業関係事項

第 11 除雪作業は、発注者からの出動命令のほか、降雪が出動基準に達し、交通に支障を及ぼすおそれのある場合に機械を出動させ、除雪水準による幅員を確保することを目標として作業をすること。

事前に除雪路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、凍結防止剤散布業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な除雪を行うこと。

出動時間は地域や気象状況により異なるが、通勤通学並びにバス等の通行に支障がないように除雪すること。

第 12 除雪作業中は、天候にかかわらず除雪機械の前照灯、及び黄色回転灯を点灯し、「除雪中」の看板を取り付けること。

第 13 無登録機械は、必ず自動車登録番号標（ナンバープレート）を申請して取り付けること。

第 14 除雪機械には、赤旗、発煙筒、ライトを備え付けること。

第 15 助手は、主として除雪作業中の安全管理にあたるものとし、その他除雪機械の整備点検・給油脂・清掃作業等を運転者と協力して行うものとする。

第 16 除雪機械の周囲の安全が十分確認できないときは、助手は降車して周囲の安全を確保すること。

第 17 除雪機械を作業現場に運搬する場合は、舗装面を損傷しないようにすること。

第 18 除雪作業の実施にあたっては、道路施設及び道路付属物（標識、ガードレール、カーブミラー等）を破損しないように努めること。

第 19 歩道除雪区間の前後等には、「除雪中」の標識を設置し、作業中であることを周知すること。除雪区間が長距離の場合は、適宜移動させること。

第 20 歩道除雪箇所を広報等により住民に周知し、注意を喚起すること。

第 21 歩行者等が除雪機械の側方等を通り過ぎるを得ない場合、運転者は作業を中断し、オーガの回転を停止すること。運転手または助手は、オーガの回転停止を確認した上で、安全確保を図りながら歩行者等を誘導すること。

第 22 搭乗式除雪車で歩道を除雪する場合、視界が良好で前方の安全が車内から確実に確認できる場合は、運転者が運転を行い、助手は車両に搭乗し機械操作を行う。

1人乗り機械の場合、作業員は除雪車の先導、後方確認等を行うものとする。この際、作業員は自らの安全の確保にも努めること。

第 23 搭乗式除雪車で歩道を除雪する場合、以下のようなときは、運転速度を最徐行とし、運転者が運転と機械操作を行い、助手は降車して周囲の安全を確認し、歩行者等の誘導にあたるものとする。この場合、助手は除雪機械から安全な間隔をとり、運転者との間で確実に連絡がとれる手段を確保しておくこと。

なお、助手が降車しても周囲の安全を確認できない場合及び歩行者等の誘導時は、作業を一時中断すること。

- ① 前方の視界が不良で車内から周囲の安全を確認することが困難な場合
- ② 歩行者等の通行が見込まれる状況で作業を行う場合

3 散布作業関係事項

第 24 凍結防止剤散布業務は、発注者からの出動命令のほか、降雪、凍結等により交通に支障を及ぼす恐れのある場合に行うこと。

事前に散布路線の状況、障害物、気象条件等を十分に把握し、作業にあたっては、除雪業務受託者と連携を図り、効率的かつ効果的な散布を行うこと。

出動時間は地域や気象状況により異なるが、通勤通学並びにバス等の通行に支障がないように散布すること。

第 25 夜間作業であって、視界が狭く作業が困難なときは、作業車を低速にするとともに、パトロール車を先導または後続させる等により単独作業を避けること。

第 26 助手は、作業中原則として作業車の助手席に位置し、作業の指示、通行車両に対する警戒指示及び誘導等を行うものとする。

4 作業報告及び業務完了届けについて

第 27 受注者は、除雪業務を実施した場合には、交通確保状況及び機種別の機械稼働時間数を監督員に報告すること。（報告内容、報告頻度は、監督員と協議すること。）別に定める作業日報、タスクメーター記録用紙及び写真、GPS ロガーやドライブレコーダーのデータを整理し、毎月 10 日までに前月分の業務に関する書類を発注者に提出すること。

5 附 則

本要領は、平成 24 年 9 月 11 日から適用する。

本要領は、平成 25 年 9 月 5 日から適用する。

本要領は、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。